住民監査請求の事務処理の流れ

請求書の受付

↓

要件の審査

↓

（補正→）
要件を満たしている

監査委員による監査の実施

- 請求人による証拠の提出及び陳述の機会
- 関係部局等への書類調査・事情聴取
- 暫定的停止勧告の判断

要件を欠いている

- 監査を実施しない旨（**却下**）の決定
- 請求人への通知

↓

監査結果の決定

↓

請求に理由がある(措置が必要)と認める場合

勧　告

- 市長等へ措置勧告
- 請求人へ勧告内容通知
- 勧告内容の公表

請求に理由がない(措置不要)と認める場合

棄　却

- 請求人への通知
- 監査結果の公表

監査の結果、要件の不備が判明した場合

却　下

- 請求人への通知
- 監査結果の公表

※　請求書の受付から請求人への監査結果の通知までの期間は、<u>60日以内</u>です。

↓

措　置

- 市長等は必要な措置を講じ監査委員へ通知
- 監査委員により請求人へ措置内容を通知
- 監査委員により措置内容を公表